

栃木市介護予防・日常生活支援総合事業の訪問介護相当サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱

目次

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 訪問介護相当サービス（第4条―第13条）

第3章 緩和した基準による訪問型サービス（第14条―第23条）

第4章 通所介護相当サービス（第24条―第33条）

第5章 緩和した基準による通所型サービス（第34条―第43条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この告示は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の63の6の規定に基づき、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業のうち、訪問介護相当サービス事業及び緩和した基準による訪問型サービス並びに同号ロに規定する第1号通所事業のうち、通所介護相当サービス事業及び緩和した基準による通所型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 訪問介護相当サービス 地域における医療及び介護の総合的な確保を

推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護相当のサービスをいう。

- (2) 緩和した基準による訪問型サービス 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業のうち緩和した基準によるサービスをいう。
- (3) 通所介護相当サービス 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業のうち旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護相当のサービスをいう。
- (4) 緩和した基準による通所型サービス 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業のうち緩和した基準によるサービスをいう。
- (5) 常勤換算方法 当該事業所の従事者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従事者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従事者の員数を常勤の従事者の員数に換算する方法をいう。

（事業の一般原則）

第3条 事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 事業者は、事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第2章 訪問介護相当サービス

（基本方針）

第4条 訪問介護相当サービスの事業は、既に訪問介護を利用しており訪問

介護の利用の継続が必要な場合、認知機能の低下により日常生活に支障がある症状や行動を伴う場合、退院直後で状態が変化しやすく専門的サービスとしての訪問介護が特に必要な場合その他の訪問介護が必要な場合に、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、心身の状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進し、訪問介護員による身体介護又は生活援助の支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(訪問介護員等の員数)

第5条 訪問介護相当サービスの事業を行う者（以下「訪問介護相当サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所ごとに置くべき訪問介護員等（訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は旧法第8条の2第2項に規定する政令で定める者をいう。以下同じ。）の員数は、常勤換算方法で2.5以上とする。

2 訪問介護相当サービス事業者は、その事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該事業者が指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定介護予防訪問介護事業者（介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「旧指定介護予防サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、

かつ、訪問介護相当サービスの事業と指定訪問介護（指定居宅サービス等事業基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業又は指定介護予防訪問介護（旧指定介護予防サービス等基準第4条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における訪問介護相当サービス、指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第2項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であつて、専ら訪問介護相当サービスに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する訪問介護相当サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第3条の4第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）に従事することができる。

5 訪問介護相当サービス事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問介護相当サービスの事業と

指定訪問介護又は指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、当該訪問介護相当サービスの事業と一体的に運営される事業が、指定訪問介護の事業であるときは指定居宅サービス等基準第5条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を、指定介護予防訪問介護の事業であるときは旧指定介護予防サービス等基準第5条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第6条 訪問介護相当サービス事業者は、その事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備)

第7条 訪問介護相当サービス事業者は、その事業にの運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、訪問介護相当サービスの提供に必要な設備及び備品を備えなければならない。

2 訪問介護相当サービス事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問介護相当サービスの事業と指定訪問介護の事業又は指定介護予防訪問介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、当該訪問介護相当サービスの事業と一体的に運営されている事業が、指定訪問介護の事業であるときは指定居宅サービス等基準第7条第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を、指定介護予防訪問介護の事業であるときは旧指定介護予防

サービス等基準第7条第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(内容及び手続の説明及び同意)

第8条 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、事業所の運営規程の概要、訪問介護員等の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要と認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供を受けることにつき利用申込者の同意を得なければならない。この場合において、当該同意については、利用者及び事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものとする。

(個別計画の作成)

第9条 サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問介護相当サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した訪問介護相当サービス個別計画を作成するものとする。

(提供拒否の禁止)

第10条 訪問介護相当サービス事業者は、正当な理由なく訪問介護相当サービスの提供を拒んではならない。

(衛生管理等)

第11条 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 訪問介護相当サービス事業者は、事業所の設備及び備品について、衛生

的な管理に努めなければならない。

(秘密保持等)

第12条 訪問介護相当サービス事業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 訪問介護相当サービス事業者は、当該事業所の従事者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 訪問介護相当サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族からあらかじめ文書により同意を得ておかなければならない。

(事故発生時の対応)

第13条 訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する訪問介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 訪問介護相当サービス事業者は、前項の規定により事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。

3 訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する訪問介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

第3章 緩和した基準による訪問型サービス

(基本方針)

第14条 緩和した基準による訪問サービスの事業は、その利用者が可能な

限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、心身の状態等を踏まえながら、住民主体による支援の多様なサービスの利用を促進し、生活援助等の支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従業員の員数)

第15条 緩和した基準による訪問型サービスの事業を行う者（以下「緩和した基準による訪問型サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所ごとに置くべき従事者（緩和した基準による訪問型サービスの提供に当たる介護福祉士、旧法第8条の2第2項に規定する政令で定める者又は市長が指定する研修受講者をいう。以下同じ。）の員数は、当該事業を適切に行うために必要と認められる数とする。

2 緩和した基準による訪問型サービス事業者は、その事業所ごとに、従事者のうち、利用者（当該事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、緩和した基準による訪問型サービスの事業と指定介護訪問介護の事業又は指定介護予防訪問介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における緩和した基準による訪問型サービス、指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数に応じ、必要と認められる数の者を訪問事業責任者としなければならない。

3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第2項の訪問事業責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者又は市長が指定する研修受講者であつて、緩和した基準による訪問型サービスの事業に従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用

者に対する緩和した基準による訪問型サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所に従事することができる。

- 5 緩和した基準による訪問型サービス事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、緩和した基準による訪問型サービスの事業と指定訪問介護又は指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、当該訪問介護相当サービスの事業と一体的に運営される事業が、指定訪問介護の事業であるときは指定居宅サービス等基準第5条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を、指定介護予防訪問介護の事業であるときは旧指定介護予防サービス等基準第5条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たしていることをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

- 第16条 緩和した基準による訪問型サービス事業者は、その事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備)

- 第17条 緩和した基準による訪問型サービス事業者は、その事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、緩和した基準による訪問型サービスの提供に必要な設備及び備品を備えなければならない。

- 2 緩和した基準による訪問型サービス事業者が指定訪問介護事業者又は指

定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、緩和した基準による訪問型サービスの事業と指定訪問介護の事業又は指定介護予防訪問介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、当該緩和した基準による訪問型サービスの事業と一体的に運営されている事業が、指定訪問介護の事業であるときは指定居宅サービス等基準第7条第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を、指定介護予防訪問介護の事業であるときは旧指定介護予防サービス等基準第7条第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(内容及び手続の説明及び同意)

第18条 緩和した基準による訪問型サービス事業者は、緩和した基準による訪問型サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、事業所の運営規程の概要、訪問介護員等の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要と認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供を受けることにつき利用申込者の同意を得なければならない。この場合において、当該同意については、利用者及び事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものとする。

(個別計画の作成)

第19条 訪問事業責任者は、必要に応じて、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、緩和した基準による訪問型サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した緩和した基準による訪問型サービス個別計画を作成するものとする。

(提供拒否の禁止)

第20条 緩和した基準による訪問型サービス事業者は、正当な理由なく緩和した基準による訪問型サービスの提供を拒んではならない。

(衛生管理等)

第21条 緩和した基準による訪問型サービス事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 緩和した基準による訪問型サービス事業者は、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

(秘密保持等)

第22条 緩和した基準による訪問型サービス事業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 緩和した基準による訪問型サービス事業者は、当該事業所の従事者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 緩和した基準による訪問型サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族からあらかじめ文書により同意を得ておかなければならない。

(事故発生時の対応)

第23条 緩和した基準による訪問型サービス事業者は、利用者に対する緩和した基準による訪問型サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 緩和した基準による訪問型サービス事業者は、前項の規定により事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。

3 緩和した基準による訪問型サービス事業者は、利用者に対する緩和した基準による訪問型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

第4章 通所介護相当サービス

(基本方針)

第24条 通所介護相当サービスの事業は、既に通所介護を利用しており通所介護の利用の継続が必要な場合、多様なサービスの利用が難しい場合及び集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善や維持が見込まれる場合に、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、心身の状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進し、通所介護と同様のサービスの提供及び生活機能の向上のための機能訓練を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従事者の員数)

第25条 通所介護相当サービスの事業を行う者（以下「通所介護相当サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所ごとに置くべき従事者の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 通所介護相当サービスの提供日ごとに、通所介護相当サービスを提供している時間帯に生活相談員（専ら当該通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該通所介護相当サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数

- (2) 看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。） 通所介護相当サービスの単位ごとに、専ら当該通所介護相当サービスの提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
- (3) 介護職員 通所介護相当サービスの単位ごとに、当該通所介護相当サービスを提供している時間帯に介護職員（専ら通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該通所介護相当サービスを提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）、指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準第20条に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定介護予防通所介護事業者（旧指定介護予防サービス等基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、通所介護相当サービスの事業と指定通所介護（指定居宅サービス等事業基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業、指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）の事業又は指定介護予防通所介護（旧指定介護予防サービス等基準第96条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における通所介護相当サービス、指定通所介護及び指定介護予防通所介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が15人までの場合にあつては1人以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5

で除して得た数に 1 を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

- (4) 機能訓練指導員 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者 1 人以上
- 2 当該通所介護相当サービスの利用定員（事業所において同時に通所介護相当サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下同じ。）が 10 人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、通所介護相当サービスの単位ごとに、当該通所介護相当サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が 1 以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 通所介護相当サービス事業者は、通所介護相当サービスの単位ごとに、第 1 項第 3 号の介護職員（前項の規定の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員をいう。次項及び第 7 項において同じ。）を、常時 1 人以上当該通所介護相当サービスに従事させなければならない。
- 4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の通所介護相当サービスの単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の通所介護相当サービスの単位は、通所介護相当サービスであって、その提供が同時に 1 又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第 1 項第 4 号の機能訓練指導員は、当該通所介護相当サービスの他の職務に従事することができるものとする。

7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

8 通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者又は指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、通所介護相当サービスの事業と指定通所介護の事業、指定地域密着型通所介護の事業又は指定介護予防通所介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、当該通所介護相当のサービス事業と一体的に運営されている事業が、指定通所介護の事業であるときは指定居宅サービス等基準第93条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を、指定地域密着型通所介護であるときは指定地域密着型サービス基準第20条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を、指定介護予防通所介護の事業であるときは旧指定介護予防サービス等基準第97条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第26条 通所介護相当サービス事業者は、その事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備)

第27条 通所介護相当サービス事業者は、その事業所に食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他非常災害に際して必要な設備並びに通所介護相当サービスの提供に必要なその他の設備

及び備品を設けなければならない。

2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら通所介護相当サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する通所介護相当サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者又は指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、通所介護相当サービスの事業と指定通所介護、指定地域密着型通所介護又は指定介護予防通所介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、当該通所介護相当サービスの事業と一体的に運営される事業が、指定通所介護の事業であるときは指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を、指定地域密着型通所介護であるときは指定地域密着型サービス基準第22条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を、指定介護予防通所介

護の事業であるときは旧指定介護予防サービス等基準第99条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(内容及び手続の説明並びに同意)

第28条 通所介護相当サービス事業者は、通所介護相当サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、事業所の運営規程の概要、通所型サービス従事者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要と認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供を受けることにつき利用申込者の同意を得なければならない。この場合において、当該同意については、利用者及び事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものとする。

(個別計画の作成)

第29条 通所介護相当サービス事業の管理者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、通所介護相当サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した通所介護相当サービス個別計画を作成するものとする。

(提供拒否の禁止)

第30条 通所介護相当サービス事業者は、正当な理由なく通所介護相当サービスの提供を拒んではならない。

(衛生管理等)

第31条 通所介護相当サービス事業者は、通所介護相当サービス介護従事者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない

い。

2 通所介護相当サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

3 通所介護相当サービス事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持等)

第32条 通所介護相当サービス事業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 通所介護相当サービス事業者は、当該事業所の従事者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 通所介護相当サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族からあらかじめ文書により同意を得ておかなければならない。

(事故発生時の対応)

第33条 通所介護相当サービス事業者は、利用者に対する通所介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 通所介護相当サービス事業者は、前項の規定により事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。

3 通所介護相当サービス事業者は、利用者に対する通所介護相当サービス

の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

第5章 緩和した基準による通所型サービス

(基本方針)

第34条 緩和した基準による通所型サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を状態等を踏まえながら、住民主体による支援等の多様なサービスの利用を促進し、ミニデイサービス、運動、レクリエーション等を行なうことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従事者の員数)

第35条 緩和した基準による通所型サービスを行う者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき従事者の員数は、緩和した基準による通所型サービスの単位ごとに、当該緩和した基準による通所型サービスを提供している時間帯に従事者（専ら緩和した基準による通所型サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該緩和した基準による通所型サービスを提供している時間数で除して得た数が利用者（当該事業者が指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者又は指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、緩和した基準による通所型サービスの事業と指定通所介護の事業、指定地域密着型通所介護の事業又は指定介護予防通所介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における当該緩和した基準による通所型サービス、指定通所介護及び指定介護予防通所介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては利用者1人当たりに対して必要と認め

られる数とする。

- 2 事業者は、緩和した基準による通所型サービスの単位ごとに、前項の従事者を、常時1人以上当該緩和した基準による通所型サービスに従事させなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、従事者は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の通所型サービス等の単位の従事者として従事することができるものとする。
- 4 前各項の緩和した基準による通所型サービス等の単位は、緩和した基準による通所型サービスであってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 5 緩和した基準による通所型サービス事業者が指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者又は指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、緩和した基準による通所型サービスと指定通所介護の事業、指定地域密着型通所介護又は指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、当該緩和した基準による通所型サービスの事業と一体的に運営される事業が、指定通所介護の事業であるときは指定居宅サービス等基準第93条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を、指定地域密着型通所介護であるときは指定地域密着型サービス基準第20条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を、指定介護予防通所介護の事業であるときは旧指定介護予防サービス等基準第97条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第36条 緩和した基準による通所型サービス事業者は、その事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備)

第37条 事業所は、緩和した基準による通所型サービスの提供に必要な場所及び事業運営を行うために必要なその他の設備及び備品を設けなければならない。

2 前項に規定する緩和した基準による通所型サービスを提供するために必要な場所の面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とする。

3 緩和した基準による通所型サービス事業者が指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者又は指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、通所介護相当サービスの事業と指定通所介護、指定地域密着型通所介護又は指定介護予防通所介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、当該通所介護相当サービスの事業と一体的に運営される事業が、指定通所介護の事業であるときは指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を、指定地域密着型通所介護であるときは指定地域密着型サービス基準第22条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を、指定介護予防通所介護の事業であるときは旧指定介護予防サービス等基準第99条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものと

みなすことができる。

(内容及び手続の説明並びに同意)

第38条 緩和した基準による通所型サービス事業者は、緩和した基準による通所型サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、事業所の運営規程の概要、通所型サービス従事者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要と認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供を受けることにつき利用申込者の同意を得なければならない。この場合において、当該同意については、利用者及び事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものとする。

(個別計画の作成)

第39条 緩和した基準による通所型サービス事業所の管理者は、必要に応じて、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、緩和した基準による通所型サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した通所型サービス個別計画を作成するものとする。

(提供拒否の禁止)

第40条 緩和した基準による通所型サービス事業者は、正当な理由なく緩和した基準による通所型サービスの提供を拒んではならない。

(衛生管理等)

第41条 緩和した基準による通所型サービス事業者は、緩和した基準による通所型サービス介護従事者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 緩和した基準による通所型サービス事業者は、利用者の使用する施設、

食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 3 緩和した基準による通所型サービス事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持等)

第42条 緩和した基準による通所型サービス事業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 緩和した基準による通所型サービス事業者は、当該事業所の従事者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

- 3 緩和した基準による通所型サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族からあらかじめ文書により同意を得ておかなければならない。

(事故発生時の対応)

第43条 緩和した基準による通所型サービス事業者は、利用者に対する緩和した基準による通所型サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 緩和した基準による通所型サービス事業者は、前項の規定により事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。

- 3 緩和した基準による通所型サービス事業者は、利用者に対する緩和した

基準による通所型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。